

平成26年12月25日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の規定による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の受給権者であったA(以下「亡A」という。)は平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B(以下「B」という。)があった。請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの事実上の妻であるとして、厚年法の規定による遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「遺族厚生年金は、被保険者または被保険者であった人の死亡の当時、その者に生計を維持されていた人に支給されます。あなたの場合、被保険者であった人の死亡の当時、その者に生計を維持されていたとは認められないため支給されません。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者(以下「受給権者」という。)が死亡した場合において、その死亡当時その者によって生計を維持したその者の配偶者(婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(内縁の配偶者)を含む(厚年法第3条第2項。以下、婚姻はしていないが

事実上婚姻関係にある妻と同様の関係にある者を「内縁の妻」という。))に遺族厚生年金が支給される(厚年法第58条第1項及び第59条第1項)が、受給権者に戸籍上届出のある妻のほか内縁の妻がある場合(以下、このような内縁の関係を「重婚の内縁関係」という。)については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、当該内縁の妻は、受給権者によって生計を維持していた事実のほか、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族年金を受給することができる配偶者に当たるものとされている(「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

2 本件の問題点は、まずは、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻であるBとの婚姻関係が、その実体を全く失ったものとなっていたといえるか否かということであり、これが認められた場合に初めて、請求人と亡Aが、生計維持関係にあったか否かという点が問題となる。

第4 当審査会の判断

1 「略」

2 認定基準においては、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」とは、①当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき、②一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるとし、また、前記②の「夫婦としての共同生活の状態にない」といえるためには、以下のアないシのすべての要件に該当す

ることを要するものとするところ、当審査会としてもこれを相当とするものである。

- ア 当事者が住居を異にすること
- イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと
- ウ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと

3 以上に基づいて、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 亡AとBとの婚姻関係の形骸化について

認定基準によれば、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」とは、上記2記載の①または②のいずれかに該当する場合であるところ、上記1で認定した事実から、当事者間に離婚の合意があったとする資料はなく、亡AとBは、10年以上の別居が認められるが、別居期間中も亡AはBに送金しており、最後の送金として認められるのは、平成〇年〇月〇日の〇万円である。また、別居後も、亡Aは加給年金対象者をBとして、特老厚年金の裁定請求（平成〇年〇月〇日受給権発生）をし、平成〇年〇月にBが65歳に達するまで、当該加給年金額が加算された特老厚年金または老齢厚生年金を受け続けた。これらのことを総合的にみると、亡AとBの婚姻関係は、その実体を全く失ったもの、すなわち形骸化している状態がおおむね10年以上続いていたとまではいえない。

(2) これに対し請求人は、亡Aの送金は、子の病気のためであり、病気が治ったために送金をやめた旨主張するのであるが、それを証する資料はなく、この他にも、亡AとBの婚姻関係が形骸化しておおむね10年以上経つことを読み取る資料もない。

(3) そうすると、戸籍上の届出のある妻であるBと亡Aとの婚姻関係が実体を失って形骸化し、かつ、その状態が

おおむね10年以上固定化しているとはいえない以上、その余の問題点について判断するまでもなく、亡Aと重婚的内縁関係にある請求人が遺族厚生年金を受給することができる亡Aの配偶者に当たるものということとはできない。

4 以上の認定及び判断の結果によると、請求人の本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。